

ポイント

(農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更)

平成 31 年 2 月に開催した農業信用保険業務運営委員会及び林業信用保証業務運営委員会で審議した業務方法書の変更については、3 月 20 日に認可、4 月 1 日より施行。

その主な内容については、以下のとおり。

1. 農業信用保険業務

農業信用保険業務の保険料率について、以下の変更。

- 農業施設資金、農家経済安定施設資金及び農家生活改善資金の保険料率について、約 2 割の引下げ。
- 優遇料率の廃止。平成 32 年 4 月 1 日から施行。(借入者の信用リスクに応じた保険料率を導入する方向。)
- 災害特例保険料率について、基金協会が行う保証料率の引下げに応じて変動させる等の見直し。

2. 林業信用保証業務

- 第 196 回国会(平成 30 年常会)において、独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律が成立。

独立行政法人農林漁業信用基金の業務として、森林経営管理法(平成 30 年法律第 35 号)第 46 条の規定による支援(林業経営者に対する経営の改善発達に係る助

言等) を行うことが追加。

- その後、独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令が改正(平成30年12月に公布)。業務方法書の記載事項として、上記の支援業務に関する事項が追加。